

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号（11月4日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議案第1号	7
一般質問	10
閉会の宣告	13

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第294号
令和2年10月23日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 植 村 博

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第7号

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和2年11月4日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和2年10月23日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

令和2年11月4日(水)

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	塚本竜太郎	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清水 聖士 君
副 管 理 者	秋山 浩保 君
副 管 理 者	笠井 喜久雄 君
会 計 管 理 者	鈴木 信彦 君
事 務 局 長	若泉 哲也 君
事 務 局 次 長	杉浦 清 君
総 務 課 長	鈴木 教之 君
あじさい所長	杉浦 清 君
しらさぎ所長	笠井 雅之 君

周 辺 整 備 室 長 小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原	晃	一
白井市環境課長	金	井	正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中	川	聡

事務局職員出席者

総務課長補佐	栗	原	稔
--------	---	---	---

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、以上1件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、1番、葛山繁隆議員、2番、広沢修司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、

一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案1件でございます。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で、1万5,083.43トンになります。前年同期と比べまして、し尿は81.19トン、率にして3.56%の減、浄化槽汚泥は314.47トン、率にして2.50%の増となり、全体として233.28トン、率にして1.57%の増であります。また、施設からの放流水の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万4,732.91トンになります。前年同期と比べまして490.86トン、率にして2.02%の増であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定操業に努めております。なお、両施設の焼却灰等の放射エネルギーにつきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、最終処分場において適切に処分をしております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、令和2年6月2日より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、利用制限付での運用を再開したところですが、総入館者数は3万7,243人とどまり、前年同期と比べまして12万7,568人、率にして77.40%の減であります。感染症の終息が見通せない状況ではありますが、感染防止策を講じながら、利用制限の緩和を含めまして、より多くの方に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、都市公園整備事業の進捗状況につきましては、現時点におきまして、第1期整備エリア内の事業対象地約1ヘクタールのうち、約0.7ヘクタールの土地を取得しており、今年度中には全ての用地取得を完了する予定であります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、令和2年度予算の歳出につきまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額を変更及び債務負担行為を追加しようとするものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、最初に今回補正予算案を上程するに至った経緯についてご説明いたします。

現在、当組合では周辺整備の都市公園整備事業として、公園整備を行うべく用地の取得を行っております。このたび対象地権者に相続が発生し、急遽当該用地を取得することといたしましたが、全ての土地を取得するには財源が不足するため、千葉県地方土地開発公社に土地の一部の先行取得を委託することといたしました。今回これに必要な受託経費等を補正しようとするものでございます。

なお、向こう5年間に実施する千葉県地方土地開発公社からの買戻しに際しては、社会資本整備総合交付金の活用が可能となっております。

それでは、補正予算についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を変更し、第2条で債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

最初に、歳入歳出予算補正でございますが、歳出といたしまして、3款1項清掃費を692万2,000円増額し、5款1項基金費を692万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細につきましてご説明いたします。

3款1項4目周辺整備費につきましては、対象地の不動産鑑定評価費用として151万6,000円、千葉県地方土地開発公社への先行買収を委託するため、受託経費として60万6,000円、預託金として480万円の合計692万2,000円の増額補正をするものでございます。

また、5款1項1目財政調整基金費につきましては、3款1項4目周辺整備費に充当させるため、692万2,000円の減額補正をするものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

最初に、都市公園整備事業用地取得事業（千葉県地方土地開発公社委託分）は、限度額6,059万4,000円に利子相当額を加えた額、次に千葉県地方土地開発公社が資金の融資を受ける融資機関に対する債務の損失補償（都市公園整備事業分）は、限度額を千葉県地方土地開発公社が柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに延滞損害金の合計額としたもので、期間は共に令和2年度から令和6年度まででございます。

以上で議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市日本共産党の日下みや子です。議案1号について質問を行います。

本議案は、都市公園整備事業の第2期整備エリアに計画されている土地について、地主の都合から先行取得をするというもので、そのための費用として6,059万4,000円の債務負担行為の設定とともに、それに係る諸費を含む補正予算案です。対象とする土地は、組合取得用地と開発公社委託用地合わせて7,162.2平方メートルで、鎌ヶ谷市最終処分場の隣地に位置する場所です。私は、さきの8月議会の令和元年度の一般会計歳入歳出の決算審査におきまして、都市公園整備事業が基本計画の段階から約5億円も膨らんだことを指摘し、決算は認定できないという立場を示したばかりです。

そこで伺います。事業費が当初より大きく膨らんできた中で、この土地を計画から除外するという選択肢はないのか。

2点目、この間、用地費や整備費の変更があり、事業内容が大変分かりにくくなっております。今回の土地取得の計画を含む都市公園整備事業に係る事業費及び面積の推移について、第1期、第2期、第3期をエリア別に一覧表で示して説明をしていただきたい。皆さんのお手元に、当局に資料を作成していただきました。この後説明いたしますけれども、この資料を基に説明いただくこととなりますので、参照いただきたいと思います。

3点目、今回の土地代を含めて事業全体の土地代は、総事業費約20億6,000万円のうち幾らになるのか。

以上3点、お示してください。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 補正予算に係る都市公園整備事業につきましてのご質問にお答えいたします。お尋ね3点ございました。

最初に、事業費が当初より大きく膨らんできた中、対象地を計画から除外するという選択肢はないのかというご質問でございます。都市公園整備事業は、廃棄物処理施設整備の周辺対策として、地元住民の皆様と協議しながら計画を策定してきた事業でございますので、今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、都市公園整備事業における今回の土地取得の計画を含む第1期、第2期、第3期エリア別の事業費及び面積の推移についてお答えいたします。第1期整備エリアは、整備エリアの北部に位置しまして、面積は約1ヘクタール、事業費を基本計画策定当初は約2億7,000万円と推計しておりました

が、現時点では事業の進捗に伴いまして、より明確になったことにより約3億5,000万円となっております。

第2期整備エリアは、整備エリアの中央部に位置し、整備面積はアクアセンターあじさいの隣接のグラウンドなど約2.2ヘクタールを含む約4.3ヘクタールで、取得すべき用地は2.1ヘクタールとなっております。このたびこの第2期整備エリアの取得すべき土地となる2.1ヘクタールのうち約0.7ヘクタールについて相続が発生し、前倒しで取得するものでございます。事業費は、基本計画策定当初約4億8,000万円と推計しておりましたが、その後測量費や補償費概算額を計上いたしまして約8億9,000万円となりました。

第3期整備エリアは、整備エリアの南側に位置し、面積約2ヘクタールで、事業費は基本計画策定当初約8億円と推計しておりましたが、第2期整備エリアと同様に、必要な経費を計上いたしまして、約8億1,000万円と推計しているところでございます。

最後に、今回の土地代を含めまして、事業全体の土地代は総事業費約20億6,000万円のうち幾らになるかでございますが、用地費は補償費を含め約11億8,000万円と見込んでおるところでございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） この資料を作成していただきまして、非常に全体が私に見えるようになりました。ぜひ皆さんもこれよくじっくりと見ていただいて、事業内容について把握していただきたいというふうに思います。

2問目、1点目なのですが、第2期整備エリアの先行取得を含め、事業全体の経費が15億5,656万7,000円から20億6,000万円に膨らんだのは、計画の段階での精査に不十分さがあつたのではないかと。

2点目ですが、関連して整備費について伺います。基本計画の段階で、5億3,320万9,000円だった整備費が、7億5,632万7,000円に膨らんだのはなぜか。

3点目、膨らんだ事業費全体を抑制するために、用地費の縮減が困難であるならば、整備費を極力縮減すべきではないかと。

以上、2問です。お願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、事業費の増額についてでございますが、基本計画では、土地利用イメージ図と登記簿の面積を基に一般的な土工事単価やさわやか環境緑地の整備単価等を参考に算定したものでございます。その後、整備費につきまして新たに実施した測量等を基に、より詳細な積算をした基本設計や事業に着手したことにより、補償費など必要となる経費が明確となってきたため、その都度事業費の修正をしてきたものでございます。

次に、整備費の増額要因についてお答えいたします。整備費の増額要因は、基本設計の段階におい

て、測量図を基に水路や橋、園路等諸施設の整備内容や規模等を設定したこと、また人件費や材料費等の上昇を加味し、再度積算したことによるものでございます。

次に、工事費の縮減についてお答えいたします。都市公園整備事業は、廃棄物処理施設整備の周辺対策として、地元住民の皆様と協議しながら計画を策定してきた事業でございますので、計画的に進めてまいります。工事施工に当たりましては工法等の選定などにより経費縮減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員。

○9番（日下みや子議員） では、1点だけ。今回議案は、先行取得の議案なのですが、それに関わった質問をさせていただきました。この用地取得自体についてはやむを得ないかなというように思うのですが、それに関連して今後も事業の状況が分かるように、情報の提供をお願いしたいと思っておりますし、また事業費の抑制には極力ご尽力いただきたいということを申し上げて、終わります。

以上です。

○議長（植村 博議員） 特に答弁はよろしいですか。

○9番（日下みや子議員） いいです。

○議長（植村 博議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員です。

よって、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）については、可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（植村 博議員） 日程第4、一般質問を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質問を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 皆さん、こんにちは。白井市の小田川敦子です。通告に従いまして1項目の質問をさせていただきますが、その前に一部通告内容を訂正させていただきます。

右側の質問の具体的内容の（2）になります。柏市が当組合から離脱することの影響と書いてありますが、離脱することが決まったような書き方をしていますので、ここをこのように変更したいと思います。ごみの共同処理を解消した場合という、現状そのままに文言を置き換えて通告を読み上げさ

せていただきます。

では、改めて始めます。質問事項、ごみの共同処理解消に向けた話し合いについて。本年5月定例会において円谷議員より、柏市より示されたごみの共同化処理の解消を含めた清掃工場の合理化についての一般質問が行われました。その時点での回答は、当組合としては協議を注視していくというものでしたが、この件において改めて具体的に、以下のとおり伺います。

1点目、当組合の現時点での考え方、今後の方針等について再度お示してください。

2点目、柏市がごみの共同処理を解消した場合の影響をどのように考えていますか、具体的にご説明ください。

3点目、今後当組合は協議にどう関わっていくのでしょうか。

4点目、組合の構成が変わる決定において、今後必要なプロセスとして、どのようなことが考えられるかをお示してください。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） ご質問のごみの共同処理解消に向けた話し合いについてお答えいたします。お尋ねは4点ございましたが、現在ごみ共同処理の構成市2市より正式な協議を開始したい旨の報告はいただいておりますが、協議開始の環境がまだ整っていないものと認識しております。このようなことから、当組合といたしましては、現段階ではご質問にお答えできる状況とはなってございません。引き続き、両構成市が共同処理に関する協議の開始に合意される状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 4点の質問に対して、さっぱりとしたお答えをいただきました。答弁は、正式な協議を開始したい旨の報告を組合として受けていないことから質問には答えかねる、そういった趣旨と受け止めます。しかし、この件に関する公式発言は、今年2月にあり、その後今日まで約9か月たちましたが、組合からの説明が遅れている、なされていないのはどうしてでしょうか。初期段階において、協議の対象である組合の議会としても、共通認識を図る必要があると考えます。そこで、2回目の質問をいたします。

1点目、柏市議会、鎌ヶ谷市議会における発言、例えばこれまでの経緯や協議の合意項目案などから、組合としてどのように現状を把握されているのかお示してください。

2点目、今後当組合議会における協議の経緯や報告などの共通認識は、どのように図っていくお考えなのかをお示してください。

3点目、一般的な事務の手の流れについて伺います。あくまでも一般的なこととして伺います。

一部事務組合の関係団体の数の増減などにより、事務の変更及び規約の変更が生じた場合、その手続について事実上のプロセスと法定上のプロセス、その流れについてもご説明ください。

以上3点です。

○議長（植村 博議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ごみの共同化処理の解消を含めた清掃工場の合理化等に関する質問にお答えをいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目のご質問の柏市議会、鎌ヶ谷市議会における発言から、組合としてどのように現状を把握されているのかについてでございます。柏市では、ごみ焼却能力の余剰や施設の老朽化、市内のごみ処理制度の相違といった問題について、ごみの共同処理の解消を含めた鎌ヶ谷市との協議を始めるに当たり、清掃工場の地元の皆様や関係者等への説明に着手する旨の報告がなされたものと認識しているものでございます。

一方、鎌ヶ谷市では市議会への市政報告において、柏市よりごみの共同処理解消を前提とした協議を行いたい旨の申し出があり、ごみの共同処理の解消を含めた協議の開始に当たり、一定の合意項目を書面として取り交わすことを目指すこととした旨の報告がなされたことと認識しているところでございます。その目指すべき合意項目案につきましては5点ございまして、1点目は協議の開始ということで、協議を開始することを明確にするということ。

2点目といたしまして、基幹的設備改良工事及び工事後の対応ということで、令和2年度から令和4年度に予定しているクリーンセンターしらさぎの大規模改良工事を計画どおり実施することを前提に、工事後15年間は鎌ヶ谷市が利用するクリーンセンターしらさぎの稼働を担保し、その後のしらさぎの使用についても鎌ヶ谷市の意向を尊重し、協議すること。

3点目として、共同処理期間ということで、しらさぎが稼働する間は共同処理を原則としているが、柏市において単独での処理の意向が整った場合には、その意向を尊重しつつ協議に応じること。

4点目として、過去の協定等の遵守ということで、両市は互いにこれまで締結した協定等について、引き続き遵守することを確認すること。

5点目、その他として、定めのない事項に対応することであると伺っているところでございます。

次に、2点目のご質問の当組合議会において、両市の協議の報告等はどのように図るのかについてでございます。本件のごみの共同化処理の解消を含めた協議につきましては、両市においてそれぞれの段階で協議が調った折には、正式に報告や協議等があるものと考えておりますので、機会を捉えご報告させていただきます。

次に、3点目のご質問の事務の変更及び規約の変更が生じた場合の手続に関してですが、地方自治法によりますと一部事務組合における事務の変更等が生じた場合につきましては、各構成市議会の議決を経た上で、組合において千葉県知事の許可を受けることとされております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 小田川議員、3問目。

○5番（小田川敦子議員） 丁寧にご説明いただきました。この次再質問はせず、要望を3点述べさせていただきます。

まず1点目です。今ご答弁の中にもありましたが、協議を始めるに当たって、清掃工場の地元の皆様や関係者等への説明に着手する旨の報告がありましたということで、地元の方に丁寧に説明に行ってくださいということがもう宣言されています。この協議の始まりに当たっては、そういった地元や地域住民の皆様のご理解やご協力があって、今後協議が調っていくものと思っています。組合が直接こういった地元住民の方への説明に関わることはありませんけれども、日々の業務の中でお問合せ等受け付けることがあるかもしれません。その際には丁寧な取組を要望いたします。

2点目です。議会への報告についてですが、機会が整い次第、ご答弁がありましたとおりに協議に関わる速やかな報告をお願いいたします。

3点目です。協議の対象となるこの組合においても、積極的に組合議会への報告を行い、情報の共有に努めていただくよう要望いたします。柏市の方針は、清掃工場の合理化を図り、その中には当組合でのごみの共同処理を解消する可能性も含まれています。共同処理を解消する場合、その合意内容によっては組合規約の変更が生じる可能性もあります。事務の変更及び規約変更等の手続には、一般的な流れとして事実上のプロセスと法定上のプロセスがあります。事実上のプロセスでは、関係団体が協議を行い、合意内容を取りまとめる。次のプロセスで、組合構成市の議会での議決が必要になってきます。法律上、当組合での議決は必要とされず、柏市、鎌ヶ谷市、白井市での議決を経て千葉県へ認可申請を行う流れとなります。つまり協議の合意内容のチェック機能はこの組合ではなく、それぞれの市議会になることを改めて確認したいと思います。

そうすると、今後組合への報告等はどのように扱われるのでしょうか。組合議会の議案にかからないということで、議会への報告が簡素化されることを危惧しています。組合運営を考えると、共同処理する区域や負担割合、柏市に位置するしらさぎの管理運営、周辺整備計画や長寿命化計画など、重大な内容がたくさん含まれています。組合議会を通じて、共通認識を確認すると思える程度の報告を行っていただきますよう強く要望いたします。

以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上もちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時34分 閉会